

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和8年7月24日(金)

午後1時～

場 所：栃木市役所

3階 正庁B

栃木市生活環境部保険年金課

栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期）に基づく保健事業実績【令和7年度】

1. 特定健康診査

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
受診勧奨通知数	20,000 件	
人間ドック費用助成者数	1,000 人	

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
受診率	40.0%	特定健診受診者数 ÷ 特定健診対象者数
40 歳代受診率	23.0%	40 歳代特定健診受診者数 ÷ 40 歳代特定健診対象者数
50 歳代受診率	25.0%	50 歳代特定健診受診者数 ÷ 50 歳代特定健診対象者数

(2) 実績

①受診勧奨通知数

年度	受診勧奨通知数
R5	20,000 件
R6	20,000 件
R7	20,214 件

②人間ドック費用助成者数

年度	費用助成者数
R5	906 人
R6	886 人
R7	910 人

③特定健診受診率

年度	対象者数	受診者数	受診率
R5	23,073 人	8,324 人	36.1%
R6	21,725 人	7,807 人	35.9%
R7	20,711 人	7,703 人	37.2%

※令和7年度は、令和8年6月末現在の数値

④40 歳代受診率

年度	対象者数	受診者数	受診率
R5	2,739 人	636 人	23.2%
R6	2,624 人	583 人	22.2%
R7	2,558 人	563 人	22.0%

※令和 7 年度は、令和 8 年 6 月末現在の数値

⑤50 歳代受診率

年度	対象者数	受診者数	受診率
R5	3,272 人	804 人	24.6%
R6	3,206 人	780 人	24.3%
R7	3,190 人	818 人	25.6%

※令和 7 年度は、令和 8 年 6 月末現在の数値

(3) 評価

受診勧奨通知数は、20,214 件であり、例年目標値を達成できている。新規加入者や 40 歳到達者へも個別通知による勧奨を行った。

人間ドック費用助成者人数は、1,000 人を下回っており、目標を達成できていない。

特定健診受診率は、目標値は達成できていないが、令和 6 年度と比較し増加しており、過去最高であった。また、令和 6 年度に比べ、40 歳代の受診率は低下しているが、50 歳代の受診率は増加している。集団健診に比べ、医療機関での個別健診の受診者数が少ない。

(4) 改善策等

未受診者への受診勧奨通知に加え、年度途中国保加入者や 40 歳到達者に対して、積極的に勧奨を行うことで特定健診受診の動機付けを継続していく。また、個別健診の受診者が増えるよう、普及啓発を行っていく。

勧奨通知による影響について分析を行い、より効果的な受診勧奨方法を検討する。

2. 特定保健指導

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
特定保健指導実施率	40.0%	特定保健指導終了者数 ÷特定保健指導対象者数

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	25.0%	特定保健指導の対象でなくなった者の人数 ÷昨年度の特定保健指導の利用者数

(2) 実績

①特定保健指導実施率

年度	動機付け支援			積極的支援			合計		
	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率 (%)	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率 (%)	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率 (%)
R5	753	295	39.2	192	64	33.3	945	359	38.0
R6	679	263	38.7	177	74	41.8	856	337	39.4
R7	661	235	35.6	228	53	23.2	889	288	32.4

※令和7年度は、令和8年6月末現在の数値

②特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率

年度	減少率
R5	17.6%
R6	16.9%
R7	

※令和7年度は、現時点で算出不可

(3) 評価

令和7年度の特定保健指導の実施率については、現時点では未確定であるが、目標値を達成することは困難と見込まれる。集団健診当日の保健指導等参加勧奨の回数が2回減となったことから終了者数も減っている。また、個別健診受診者の実施率が低いことも要因と考える。

(4) 改善策等

特定保健指導の参加は、電話勧奨によるものが最も多く、直接対象者へ特定保健指導の必要性を伝えることで参加につながっている。個別健診による対象者の場合、

特定保健指導の案内が通知のみ（健診結果表に電話番号の記載がないため）となっており、今後、個別医療機関に協力を仰ぎながら実施率向上につなげていく。

また、集団健診当日の保健指導等の参加勧奨については、集団健診時は健康意識が高まっており、対象者の負担軽減にもなることから、実施回数を増やし効果的に実施していく。

さらに、委託業者や保健指導担当者間で、対象者の状況や課題を共有するとともに、特定保健指導実施後にアンケートを行い、理解度や満足度などを評価することで、保健指導の質の向上を図り改善率を向上していく。

3. 糖尿病重症化予防事業

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
受診勧奨対象者（未治療者）への受診勧奨実施率	80.0%	受診勧奨実施者数 ÷ 受診勧奨対象者数
保健指導実施率	17.0%	重症化予防指導者数 ÷ 指導対象者数

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
受診勧奨対象者（未治療者）の医療機関受診率	21.0%	受診勧奨後の医療機関受診者数 ÷ 受診勧奨実施者数
保健指導終了者のうちHbA1cの維持または改善した者の割合	70.0%	保健指導終了時の検査値

(2) 実績

①受診勧奨対象者（未治療者）への受診勧奨実施率

年度	対象者数	実施者数	実施率
R5	33 人	33 人	100%
R6	61 人	61 人	100%
R7	31 人	31 人	100%

②保健指導実施率

年度	指導対象者数	指導者数	保健指導終了者数	指導実施率
R5	154 人	15 人	15 人	9.7%
R6	131 人	4 人	4 人	3.1%
R7	123 人	15 人	13 人	12.2%

③受診勧奨対象者（未治療者）の医療機関受診率

年度	対象者数	受診者数	受診率
R5	33 人	11 人	33.3%
R6	61 人	18 人	29.5%
R7	31 人	2 人	6.5%

※R7年度より、通知前受診者を除外し算出

④保健指導終了者のうち HbA1c の維持または改善した者の割合

年度	保健指導終了者数	維持または改善	維持または改善率
R5	15 人	13 人	86.6%
R6	4 人	2 人	50.0%
R7	13 人	10 人	76.9%

(3) 評価

＜受診勧奨＞

受診勧奨通知は、対象者全員に送付することができ、例年目標を達成できている。また、対象者の医療機関受診率は、6.5%であり、目標を達成することができなかった。

＜保健指導＞

指導対象者 123 人に対し、保健指導実施者は 15 人、指導実施率は 12.2%であり、昨年度より 9.1 ポイント上昇した。保健指導終了者は 13 人で、終了率は 86.7%であった。

また、HbA1c は 13 人中 10 人（76.9%）が維持または改善し、目標値の 70%を超えた。6 か月間保健指導を継続することで、参加者の意欲につながり、生活習慣改善の効果があったと考える。

(4) 改善策等

＜受診勧奨事業＞

勧奨通知だけでは受診につながらない場合も多いため、対象者が適切に医療につながるよう、通知後の電話や訪問による再勧奨・保健指導を引き続き行う。また、ハイリスク者については、通知後早期に訪問指導を行う。効果的かつ効率的な方法を検討し、事業内容の充実を図っていく。

＜保健指導＞

例年、参加希望する者が少ない状況だったため、医師会への働きかけに加え、糖尿病患者を多く扱う医療機関に対し事業の説明及び推薦依頼を行った。また、対象者への参加勧奨通知の内容を分かりやすく工夫したところ、参加希望者の増加に繋がった。今後も、糖尿病性腎症重症化予防事業の認知度を高め、医師会と連携し、取り組んでいきたい。

4. 生活習慣病重症化予防事業

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
受診勧奨対象者（未治療者）への受診勧奨実施率	80.0%	受診勧奨実施者数 ÷ 受診勧奨対象者数
治療中断者への受診勧奨実施率	100%	受診勧奨実施者数 ÷ 受診勧奨対象者数

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法
	2025（R7）年度	
受診勧奨対象者（未治療者）の医療機関受診率	14.0%	受診勧奨後の医療機関受診者数 ÷ 受診勧奨実施者数
治療中断者の医療機関受診率	48.0%	受診勧奨後の医療機関受診者数 ÷ 受診勧奨実施者数

(2) 実績

①受診勧奨対象者（未治療者）への受診勧奨実施率

年度	対象者数	実施者数	受診勧奨実施率
R5	511 人	511 人	100%
R6	800 人	605 人	75.6%
R7	586 人	586 人	100%

※R6 年度より対象者の定義を変更

②治療中断者への受診勧奨実施率

年度	対象者数	実施者数	受診勧奨実施率
R5	180 人	180 人	100%
R6	87 人	87 人	100%
R7	109 人	109 人	100%

③受診勧奨対象者（未治療者）の医療機関受診率

年度	実施者数	医療機関受診者数	医療機関受診率
R5	511 人	141 人	27.6%
R6	605 人	102 人	16.9%
R7	560 人	109 人	19.5%

※R7 年度より、通知前受診者を除外し算出

④治療中断者の医療機関受診率

年度	実施者数	医療機関受診者数	医療機関受診率
R5	177 人	52 人	29.4%
R6	87 人	27 人	31.0%
R7	109 人	33 人	30.3%

(3) 評価

未治療者及び治療中断者について、受診勧奨実施率は、目標を達成できた。

医療機関受診率について、治療中断者は、目標を達成できなかったが、未治療者は、達成できた。通知デザインを変更し、対象者に異常値を放置することのリスクをより分かりやすく伝えられたのではないかと考えられる。

(4) 改善策等

勧奨通知のみではなく、引き続き電話や訪問による勧奨も実施し、再勧奨時期を検討していきたい。未治療者のみでなく、中断者においても、訪問による再勧奨を行っていく。対象者の状況を確認しながら適切に受診に繋がるよう支援していく。

5. 糖尿病予防教室

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
参加者数	70 人	教室参加者数

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
HbA1c の維持または改善した者の割合	70.0%	教室終了時の検査値

(2) 実績

①参加者数

年度	参加者数
R5	83 人
R6	84 人
R7	70 人

②HbA1c の維持または改善した者の割合

年度	血液検査実施者数	維持または改善	維持または改善率
R5	79 人	53 人	67.1%
R6	45 人	24 人	53.3%
R7	41 人	31 人	75.6%

(3) 評価

参加者のうち血糖値要指導者を対象とする「継続編」の参加者が 41 名、40～74 歳国民健康保険加入者を対象とする「単発編」の参加者が 29 名で、目標値には達成したが、単発編の参加者が少なかった。

HbA1c の維持・改善者の割合は、目標を上回った。

(4) 改善策等

糖尿病重症化のリスクのより高い方に効果的な指導を実施するため、継続編では、対象者を「血糖値が糖尿病境界域段階、かつ、高血圧者」とし、内容に尿中塩分測定を導入する。単発編では、対象者を、「国民健康保険対象者、後期高齢者保険加入者」とし、より多くの参加者に糖尿病予防の普及啓発を図っていく。

6. 受診行動適正化事業

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
指導率（重複服薬者）	100%	保健指導実施者数 ÷ 保健指導対象者数
指導率（頻回受診者）	100%	保健指導実施者数 ÷ 保健指導対象者数

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
受診行動適正化率 （重複服薬者）	70.0%	レセプトから受診頻度、受診医療機関 数、薬剤の投与数を確認 受診行動が適正化された人数 ÷ 保健指導実施者数
受診行動適正化率 （頻回受診者）	70.0%	レセプトから受診頻度、受診医療機関 数、薬剤の投与数を確認 受診行動が適正化された人数 ÷ 保健指導実施者数

(2) 実績

①指導率（重複服薬者）

年度	保健指導対象者数	保健指導実施者数	指導実施率
R5	13 人	12 人	92.3%
R6	6 人	3 人	50.0%
R7	8 人	8 人	100.0%

②指導率（頻回受診者）

年度	保健指導対象者数	保健指導実施者数	指導実施率
R5	5 人	5 人	100.0%
R6	6 人	5 人	83.3%
R7	5 人	5 人	100.0%

③受診行動適正化率（重複服薬者）

年度	保健指導実施者数	受診行動適正化人数	受診行動適正化率
R5	12 人	6 人	50.0%
R6	3 人	1 人	33.3%
R7	8 人	4 人	50.0%

※R7 年度は、R8.6 月末現在での実績

④受診行動適正化率（頻回受診者）

年度	保健指導実施者数	受診行動適正化人数	受診行動適正化率
R5	5 人	3 人	60.0%
R6	5 人	3 人	60.0%
R7	5 人	2 人	40.0%

※R7 年度は、R8.6 月末現在での実績

（３）評価

保健指導対象者となったすべての方に、保健指導が実施できた。

訪問による指導を基本としているが、都合が悪い方等に対しては、電話での指導を行っているため、指導実施率は高い割合で推移している。また、電話での指導となってしまった方へは、資料を送付し意識づけを行った。

（４）改善策等

訪問で面接ができなかった方や繰り返し対象となる方への指導方法について検討していく。

保健指導 4～6 か月後に事後アンケートを実施し、保健指導の効果測定やその後の身体・生活状況を確認し、再介入の必要性等を検討していく。

7. ジェネリック医薬品差額通知事業

(1) 目標

○アウトプット（活動指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
対象者への通知発送率	100%	通知数÷通知対象数

○アウトカム（成果指標）

目標	目標値	成果の確認・算出方法等
	2025（R7）年度	
ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）	85.0%	栃木県国民健康保険団体連合会ジェネリック医薬品効果分析システムにより確認

(2) 実績

①対象者への通知発送率

年度	通知対象数	通知数	通知発送率
R5	803 件	801 件	99.8%
R6	280 件	279 件	99.6%
R7	298 件	298 件	100.0%

②ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）

年度	普及率	備考
R5	86.5%	令和6年3月調剤分
R6	90.5%	令和7年3月調剤分
R7	91.1%	令和8年3月調剤分

※国保連合会ジェネリック医薬品効果分析システムによる

(3) 評価

ジェネリック医薬品差額通知については、対象者全員に通知した。

普及率については、令和7年度も引き続き、目標値（85%）を上回った。

(4) 改善策等

ジェネリック医薬品の普及率が上がってきているため、通知対象者が減少しているが、医療費削減効果が大きく、財政健全化に効果的であることから、今後も引き続き普及啓発を図っていく。

栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第４期）及び 栃木市国民健康保険データヘルス計画（第３期）中間評価について

1 計画の趣旨

特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に基づき、保険者は特定健康診査および特定保健指導の実施が義務付けられており、特定健康診査等基本指針に即して、成果に関する具体的な目標並びに適切かつ有効な実施のために必要な計画である。

データヘルス計画は、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、特定健康診査の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報の分析に基づいた効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画である。

2 計画期間

令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度

（令和 8 年度に中間評価、令和 11 年度に最終評価予定）

- ・ 栃木市特定健康診査等の実施に関する計画 平成 20 年度～
- ・ 栃木市国民健康保険データヘルス計画 平成 27 年度～

3 中間評価の方針

令和 8 年度は中間年にあたることから、中間評価を実施し、保健事業の目標達成状況の把握、事業の見直し、実態に見合った目標の再設定を行う。

- ・ 主な保健事業（特定健康診査、特定保健指導、糖尿病重症化予防事業、生活習慣病重症化予防事業、糖尿病予防教室、受診行動適正化事業、ジェネリック医薬品差額通知事業）

4 中間評価の実施体制

中間評価の実施にあたっては、健康増進課及び関係機関との協議・検討を行い素案を作成し、栃木市国民健康保険運営協議会の意見を伺うとともに、第三者機関である栃木県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会の支援を受ける。

5 中間評価の実施スケジュール

別紙のとおり

栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第4期）および 栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期）中間評価スケジュール

R8.7現在

	令和8年度												令和9年度			備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
正副市長シク			●						●			●				
庁議			7/9 ●	中間評価策定の審議					●	素案の審議		●	計画案の審議			
正副議長シク			●									●				
議会				●	中間評価策定の説明							●	計画の報告			
国保運営協議会			7/24 ●	中間評価策定の説明					●	素案の検討		●	計画案の検討			
庁内調整	←								関係各課との協議		→					
医療機関調整									関係医療機関協議							
県：研修会			●	第1回全体会	●	第2回（圏域別）			●	第3回全体会						
国保連：保健事業支援・評価委員会			●	第1回		●	第2回				●	●	●	●	●	第5回
まとめ・公表			←				素案作成（10月末までに）	→	素案まとめ	素案修正	←→	←→	←→	←→	●	決定・公表（広報紙・市HP等）

令和7年度栃木市国民健康保険特別会計決算総括表

歳 入

(単位:円)

款	当初予算額	補正額	計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1. 国民健康保険税	2,626,738,000	0	2,626,738,000	3,593,222,062	2,848,036,899	107,854,634	637,330,529
2. 一部負担金	2,000	0	2,000	0	0	0	0
3. 使用料及び手数料	2,001,000	0	2,001,000	1,899,807	1,899,807	0	0
4. 国庫支出金	2,000	1,760,000	1,762,000	1,901,000	1,901,000	0	0
5. 県支出金	12,333,102,000	0	12,333,102,000	11,369,813,733	11,369,813,733	0	0
6. 財産収入	2,040,000	0	2,040,000	2,040,000	2,040,000	0	0
7. 繰入金	1,678,974,000	61,954,000	1,740,928,000	1,740,930,198	1,740,930,198	0	0
8. 繰越金	1,000	188,185,000	188,186,000	188,186,070	188,186,070	0	0
9. 諸収入	27,368,000	46,938,000	74,306,000	101,238,695	95,623,586	1,574,103	4,041,006
10. 市債	1,000	0	1,000	0	0	0	0
合 計	16,670,229,000	298,837,000	16,969,066,000	16,999,231,565	16,248,431,293	109,428,737	641,371,535

令和7年度栃木市国民健康保険特別会計決算総括表

歳 出

(単位:円)

款	当初予算額	補正額	流用及び予備費充用	計	支出済額	不用額
1. 総務費	239,519,000	△ 5,208,000	0	234,311,000	210,808,576	23,502,424
2. 保険給付費	12,151,025,000	0	0	12,151,025,000	11,098,092,320	1,052,932,680
3. 国民健康保険事業費納付金	4,125,289,000	162,310,000	0	4,287,599,000	4,287,598,351	649
4. 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	0	1,000
5. 保健事業費	133,303,000	64,000	0	133,367,000	101,740,088	31,626,912
6. 積立金	2,040,000	0	0	2,040,000	2,040,000	0
7. 公債費	2,000	0	0	2,000	0	2,000
8. 諸支出金	18,050,000	141,671,000	0	159,721,000	159,015,516	705,484
9. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000
合 計	16,670,229,000	298,837,000	0	16,969,066,000	15,859,294,851	1,109,771,149

歳入歳出差引残額

389,136,442 円

令和7年度栃木市国民健康保険特別会計決算事項明細書

歳 入

(単位:円)

科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考			
1款 国民健康保険税	2,626,738,000	3,593,222,062	2,848,036,899	還付未済額 9,478,939円	前年度比	99.68%	△ 9,156,444円
一般被保険者国民健康保険税	2,626,552,000	3,591,095,819	2,847,400,442	一般 合計	収納率 79.03%	対前年度 3.21	収入額前年度比
	1,582,359,000	1,785,301,000	1,676,336,165	医療 現年分	93.51%	0.17	99.66%
	668,866,000	795,225,200	744,106,502	後支 現年分	93.39%	0.12	△ 9,697,301
	226,390,000	258,600,500	235,213,250	介護 現年分	90.76%	△ 0.03	
	95,237,000	484,528,686	122,636,417	医療 滞繰分	25.22%	0.15	
	35,434,000	181,871,381	47,765,786	後支 滞繰分	26.22%	0.60	
	18,266,000	85,569,052	21,342,322	介護 滞繰分	24.92%	△ 0.26	
	186,000	2,126,243	636,457	退職 合計	収納率 29.93%	対前年度 25.63	収入額前年度比
退職被保険者等国民健康保険税	1,000	0	0	医療 現年分	0.00%	0.00	665.75%
	1,000	0	0	後支 現年分	0.00%	0.00	540,857
	1,000	0	0	介護 現年分	0.00%	0.00	
	123,000	1,375,522	428,466	医療 滞繰分	31.15%	26.84	
	31,000	402,712	117,439	後支 滞繰分	29.16%	24.50	
	29,000	348,009	90,552	介護 滞繰分	26.02%	22.15	

	予算現額	調定額	収入済額	備 考
2款 一部負担金	2,000	0	0	前年度比 0.00% 0円
一部負担金	2,000	0	0	現年分 0 円 滞納繰越分 0 円
3款 使用料及び手数料	2,001,000	1,899,807	1,899,807	前年度比 96.51% △ 68,613円
手数料	2,001,000	1,899,807	1,899,807	保険税督促手数料 1,899,807 円
4款 国庫支出金	1,762,000	1,901,000	1,901,000	前年度比 38.48% △ 3,039,000円
国庫補助金	1,762,000	1,901,000	1,901,000	
災害臨時特例補助金	1,000	129,000	129,000	災害臨時特例補助金 129,000 円
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,000	12,000	12,000	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 12,000 円
子ども・子育て支援事業費補助金	1,760,000	1,760,000	1,760,000	子ども・子育て支援事業費補助金 1,760,000 円
5款 県支出金	12,333,102,000	11,369,813,733	11,369,813,733	前年度比 98.32% △ 194,674,844円
県交付金	12,333,101,000	11,369,813,733	11,369,813,733	
普通交付金	12,100,910,000	11,070,161,733	11,070,161,733	療養給付費等に係る普通交付金 11,070,161,733 円
特別交付金	232,191,000	299,652,000	299,652,000	保険者努力支援分(国庫分) 63,299,000 円 特別調整交付金分(国庫分) 21,270,000 円 保険者努力支援分(県費分) 182,199,000 円 特定健康診査等に係る負担金(国庫・県費分) 32,884,000 円
財政安定化基金交付金	1,000	0	0	
財政安定化基金交付金	1,000	0	0	

科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考
6款 財産収入	2,040,000	2,040,000	2,040,000	前年度比 793.48% 1,782,905円
財産運用収入	2,040,000	2,040,000	2,040,000	保険財政調整基金利子 2,040,000 円
7款 繰入金	1,740,928,000	1,740,930,198	1,740,930,198	前年度比 143.71% 529,541,238円
他会計繰入金	995,110,000	995,112,198	995,112,198	
保険基盤安定繰入金	708,186,000	708,188,198	708,188,198	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 441,088,347 円 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 267,099,851 円
その他一般会計繰入金	286,924,000	286,924,000	286,924,000	出産育児一時金繰入金 23,333,000 円 人件費繰入金 123,595,000 円 事務費繰入金 102,844,000 円 地方単独事業保険給付費繰入金 37,152,000 円
基金繰入金	745,818,000	745,818,000	745,818,000	
保険財政調整基金繰入金	745,818,000	745,818,000	745,818,000	保険財政調整基金繰入金 745,818,000 円
8款 繰越金	188,186,000	188,186,070	188,186,070	前年度比 76.28% △ 58,527,021円
前年度繰越金	188,186,000	188,186,070	188,186,070	前年度繰越金 188,186,070 円

科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考
9款 諸収入	74,306,000	101,238,695	95,623,586	前年度比 90.72% △ 9,786,816円
延滞金、加算金及び過料	20,016,000	21,342,734	21,342,734	
一般被保険者延滞金	20,002,000	21,342,734	21,342,734	一般被保険者延滞金 18,160,842 円 後期高齢者支援分延滞金 2,264,318 円 介護納付金延滞金 917,574 円
退職被保険者等延滞金	12,000	0	0	一般被保険者延滞金 0 円 後期高齢者支援分延滞金 0 円 介護納付金延滞金 0 円
一般被保険者加算金	1,000	0	0	
過料	1,000	0	0	
市預金利子	1,000	0	0	預金利子 0 円
雑入	54,289,000	79,895,961	74,280,852	
滞納処分費	1,000	0	0	
一般被保険者第三者納付金	4,800,000	19,859,178	19,859,178	一般被保険者第三者納付金 19,859,178 円
一般被保険者返納金	2,401,000	12,967,912	7,352,803	一般被保険者返納金 7,309,188 円 一般被保険者返納金滞納繰越分 43,615 円
雑入	47,087,000	47,068,871	47,068,871	雇用保険料 129,193 円 医療給付費等精算金等 46,939,678 円

科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考
10款 市債	1,000	0	0	前年度比 0.00% 0円
財政安定化基金借入金	1,000	0	0	
歳入合計	16,969,066,000	16,999,231,565	16,248,431,293	前年度比 101.60% 256,071,405円

令和7年度栃木市国民健康保険特別会計決算事項明細書

歳 出

(単位:円)

科 目	予算現額	支出済額	不用額	備 考
1款 総務費	234,311,000	210,808,576	23,502,424	前年度比 98.94% △ 2,257,542円
総務管理費	203,126,000	185,422,356	17,703,644	
一般管理費	199,686,000	182,170,156	17,515,844	職員人件費 15人 106,675,177 円 県市町村総合事務組合負担金(退職手当) 8,467,572 円 会計年度任用職員共済費 2,187,831 円 国民健康保険事務費 47,563,711 円(電算処理委託料他) 会計年度任用職員人件費(保険年金課) 10,323,454 円(レセプト点検事務員報酬等) 会計年度任用職員人件費(収税課) 3,242,913 円(市税等収納員報酬等) 会計年度任用職員人件費(健康増進課) 3,709,498 円(栄養指導員報酬等)
連合会負担金	3,440,000	3,252,200	187,800	国保団体連合会負担金 3,252,200 円
徴税費	30,316,000	24,874,220	5,441,780	
賦課徴收費	30,316,000	24,874,220	5,441,780	賦課事務費 19,561,643 円(電算処理委託料他) 徴収事務費 5,312,577 円(電算処理委託料他)
運営協議会費	869,000	512,000	357,000	
運営協議会費	869,000	512,000	357,000	運営協議会運営費 512,000 円

	予算現額	支出済額	不用額	備 考
2款 保険給付費	12,151,025,000	11,098,092,320	1,052,932,680	前年度比 97.98% △ 229,340,695円
療養諸費	10,422,233,000	9,586,865,380	835,367,620	前年度比 前年度からの増減
一般被保険者療養給付費	10,312,074,000	9,484,025,364	828,048,636	一般保険者診療報酬支払経費 97.90% 542,144件 △ 29,366件
退職被保険者等療養給付費	1,000	0	1,000	0% 0件 △ 1件
一般被保険者療養費	69,240,000	69,239,874	126	一般被保険者療養費支払経費 104.21% 7,716件 △ 569件
退職被保険者等療養費	1,000	0	1,000	0% 0件 0
審査支払手数料	40,917,000	33,600,142	7,316,858	診療報酬等審査経費 94.36% 550,822件 △ 32,893件
高額療養費	1,678,377,000	1,474,055,022	204,321,978	
一般被保険者高額療養費	1,676,376,000	1,473,296,625	203,079,375	一般被保険者高額療養費支払経費 98.64% 21,397件 609件
退職被保険者等高額療養費	1,000	0	1,000	0.00% 0件 0件
一般被保険者高額介護合算療養費	2,000,000	758,397	1,241,603	一般被保険者高額介護合算療養費支払経費 93.16% 39件 △ 1件
移送費	300,000	135,838	164,162	
一般被保険者移送費	300,000	135,838	164,162	2件 2件

科 目		予算現額	支出済額	不用額	備 考
	出産育児諸費	35,015,000	24,486,080	10,528,920	
	出産育児一時金	35,000,000	24,476,000	10,524,000	出産育児一時金支払経費 82.20% 49件 △ 11件
	支払手数料	15,000	10,080	4,920	出産育児一時金支払手数料 80.00% 210円×48件 △ 12件
	葬祭諸費	15,000,000	12,550,000	2,450,000	
	葬祭費	15,000,000	12,550,000	2,450,000	葬祭費支払経費 94.72% 5万円×251件 △ 14件
	傷病手当金	100,000	0	100,000	
	傷病手当金	100,000	0	100,000	傷病手当金支払経費 0.00% 0件 0件
3款	国民健康保険事業費納付金	4,287,599,000	4,287,598,351	649	前年度比 106.01% 243,199,156円
	医療給付費分	2,892,952,000	2,892,951,874	126	
	一般被保険者医療給付費分	2,892,952,000	2,892,951,874	126	一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金
	後期高齢者支援金等分	1,056,447,000	1,056,446,872	128	
	一般被保険者後期高齢者支援金分	1,056,447,000	1,056,446,872	128	一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金
	介護納付金分	338,200,000	338,199,605	395	
	介護納付金分	338,200,000	338,199,605	395	介護納付金分国保事業費納付金

科 目	予算現額	支出済額	不用額	備 考
4款 財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	前年度比 0.00% 0円
財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	
5款 保健事業費	133,367,000	101,740,088	31,626,912	前年度比 100.35% 356,899円
特定健康診査等事業費	86,494,000	65,654,060	20,839,940	特定健康診査事業費 60,873,687 円(特定健診委託料 7,549件他) 特定保健指導事業費 4,780,373 円(保健師報償金他)
保健衛生普及費	46,873,000	36,086,028	10,786,972	会計年度任用職員共済費 497,461 円 人間ドック検診事業費 18,278,848 円(検診委託料 910件他) 医療費通知事業費 4,122,727 円(郵便料他 35,533件) 後発医薬品差額通知事業費 397,848 円(郵便料他 298件) 国保歯周疾患検診事業費 77,044 円(検診委託料 22件) データヘルス事業費 7,599,128 円(データヘルス事務委託料他) 糖尿病性腎症重症化予防事業費 2,065,926 円(保健指導委託料他) 会計年度任用職員人件費(保険年金課) 3,047,046 円(看護師報酬等)
6款 積立金	2,040,000	2,040,000	0	前年度比 793.48% 1,782,905円
保険財政調整基金積立金	2,040,000	2,040,000	0	

科 目	予算現額	支出済額	不用額	備 考
7款 公債費	2,000	0	2,000	前年度比 0.00% 0円
利子	1,000	0	1,000	一時借入金利子
財政安定化基金償還金	1,000	0	1,000	
8款 諸支出金	159,721,000	159,015,516	705,484	前年度比 135.18% 41,380,310円
償還金及び還付加算金	126,913,000	126,207,817	705,183	
一般被保険者保険税還付金	16,900,000	16,893,915	6,085	一般被保険者過誤納還付金 16,893,915 円
退職被保険者等保険税還付金	200,000	0	200,000	退職被保険者等過誤納還付金 0 円
償還金	109,283,000	109,282,202	798	国県支出金返還金 109,282,202 円
一般被保険者還付加算金	500,000	31,700	468,300	一般被保険者過誤納還付加算金 31,700 円
退職被保険者還付加算金	30,000	0	30,000	退職被保険者等過誤納還付加算金 0 円
繰出金	32,808,000	32,807,699	301	
他会計繰出金	32,808,000	32,807,699	301	一般会計繰出金 32,807,699 円
9款 予備費	1,000,000	0	1,000,000	前年度比 0.00% 0円
予備費	1,000,000	0	1,000,000	
歳出合計	16,969,066,000	15,859,294,851	1,109,771,149	前年度比 100.35% 55,121,033円

国民健康保険税子どもの均等割について

国民健康保険税に係る子どもの均等割の軽減は、地方税法及び地方税法施行令が一部改正され、令和4年4月から未就学児に係る均等割の5割軽減措置を全国一律で実施していましたが、「健康保険法等の一部改正法」が、令和8年5月29日の参院本会議で成立したことにより、未就学児を対象に実施している均等割の5割軽減措置を「高校生年代まで」拡大することが決定され、令和9年4月1日から施行されます。

(1) 他自治体の状況等について

①県内における子どもの均等割軽減の状況について

- ・足利市・・・18歳になる日が属する年度分までの均等割額の全額減免
(国の軽減措置に上乗せ／国保財政調整基金を活用／令和6年4月～)
- ・宇都宮市ほか・・・未就学児の均等割額を1/2減免(国の軽減措置)

②全国状況

保険者名	対 象	減 免 額
白河市 (福島県)	18歳未満の子どもがいる世帯	子どもの均等割額を全額減免
取手市 (茨城県)	18歳未満の子どもが2人以上いる世帯	第2子以降の子どもの均等割を全額減免
昭島市 (東京都)	18歳未満の子どもが2人以上いる世帯	第2子以降の子どもの均等割を5割減免、第3子以降は9割減免
相模原市 (神奈川県) 令和6年度廃止	18歳未満の子どもがいる世帯	18歳未満の子どもの均等割を5割減免

※全国 1,735 自治体の内、118 自治体が子どもの均等割軽減に何らかの上乗せ減免を実施している。(出典:国保新聞)

(2) 栃木市国民健康保険運営協議会からの答申について

令和6年度の答申では、市独自の軽減措置を講じる必要性について、国が軽減措置の拡充を行わない限り、市独自の軽減措置で使用する財源は基金であり、県の意向は、保険税水準の統一後は財政調整基金を保険税の軽減に対する補填分として充てることを認めていないため、基金が使用できなくなった場合、一般会計からの繰り入れが必要になることなどから結論が得られず、継続審議することといたしました。

令和7年度の答申では、国保財政への負担や、国保納税者間の負担の公平性等の課題、さらには、国保財政運営の責任主体である県が進めている保険税水準の統一に影響を及ぼす可能性があることなどを踏まえ実施を見送ることといたしました。

(3) 市議会への報告について

令和6年6月議会において「子どもの均等割の廃止について」一般質問があり、その際、対象年齢の拡大等につきましては、国民健康保険の制度として、国の責任において行うべきものと考えており、国へ要望していることや国民健康保険運営協議会において検討していただいていることを答弁いたしました。なお、国への要望は継続して行っております。

また、国民健康保険運営協議会からの答申については、令和8年1月30日の議員研究会において報告いたしました。

(4) 栃木市の状況

①市内全体における国保加入者の割合

- ・市内在住の18歳未満の人数（3月末現在） 20,125人
- ・未就学児（国保加入者） 491人（全体の2.4%）
- ・高校生まで（国保加入者） 1,975人（全体の9.8%）

※国保加入の子どもの割合は、市内子ども全体の約1割。

②令和8年度に軽減を実施した場合の影響額（所得による軽減措置実施分は反映していない）

- ・未就学児の均等割全額・・・年間 約 732万円（5割軽減）
- ・高校生までの均等割全額・・・年間 約5,154万円

※令和9年度に軽減を実施する場合は、国で5割軽減措置がされるため、
約2,943万円

(5) 保険財政調整基金

- ・令和8年3月末現在 2,043,167,217円

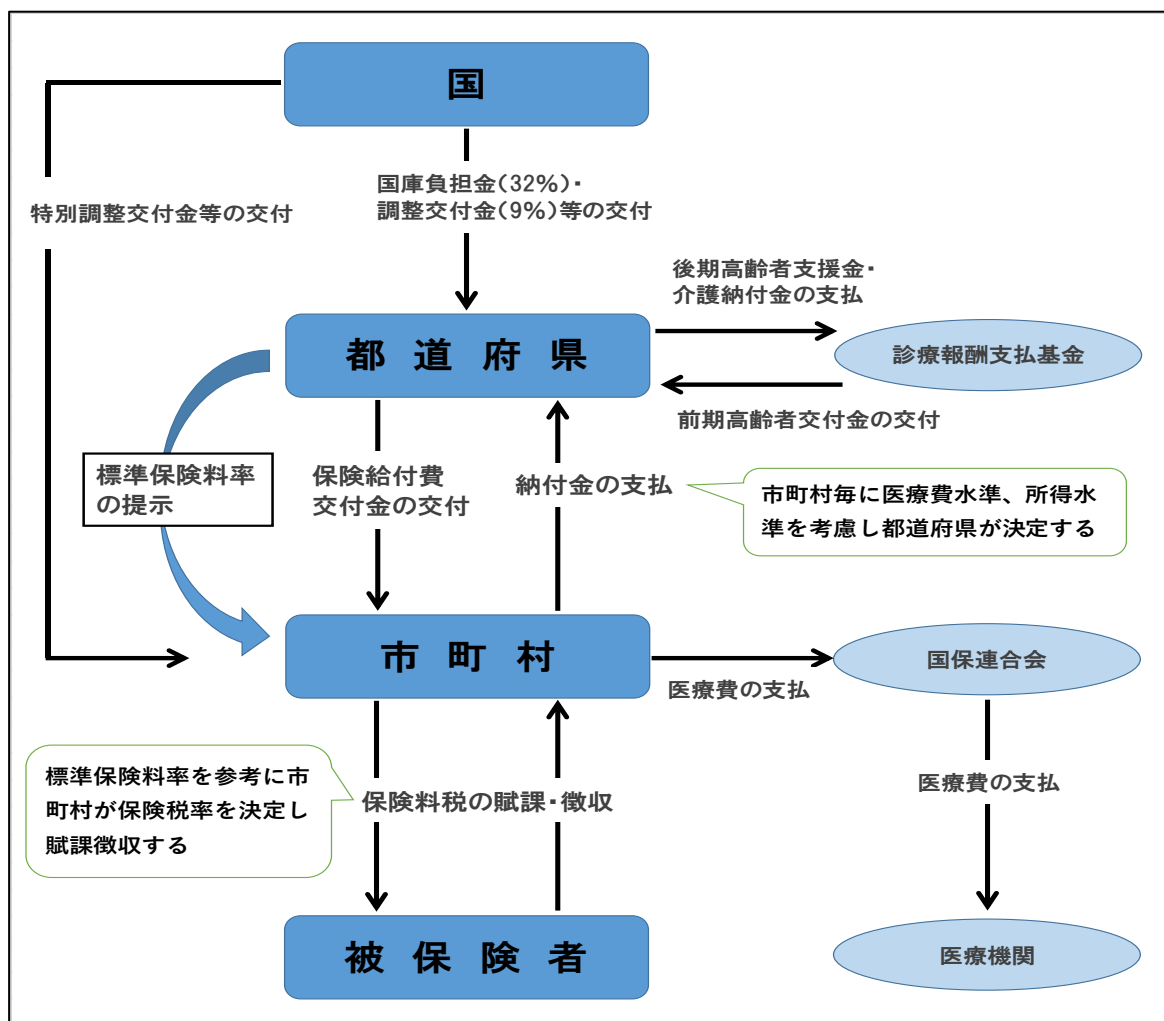
国民健康保険税率等の見直しについて

1 国保制度改革の概要

国民健康保険を将来にわたり安定的かつ持続的な制度とするための制度改革が行われ、平成30年度から毎年3,400億円の公費が投入され、財政基盤の強化が図られるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的役割を担うことになった。

県は、保険給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準に応じた各市町の納付金の額を決定し、市町はこれを納付するとともに、保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付する。また、納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を各市町に示し、これを参考に市町は保険税率を決定する。

市町は、資格管理、保険税率の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業等の業務を行う。



2 保険税率等見直しの検討経緯

本市では令和8年3月に国民健康保険税条例を改正し、令和8年度から子ども子育て支援金分を加えた新税率により課税している。

令和9年度の保険税率の見直しにあたり、国民健康保険運営協議会から以下のとおり答申を受けている。

- ・国保事業費納付金をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増えていくこととなる。
- ・基金の変動等を見極めながら、県が示す標準保険料率にどのように合わせていくか等の協議を踏まえ見直しすべきである。

3 現状

- ・令和6年度に税率（医療分・後期高齢分・介護分）を下げ、令和7、8年度は同率で課税している。
- ・保険財政調整基金は、約20億4,316万円（R8.3末現在）
- ・被保険者の減少等による保険税収の減を見込んでおり、保険財政調整基金を取り崩して財源に充てることとなる。
- ・令和8年度当初予算では約6億7,617万円の基金繰入を見込み、基金残高は約13億6,699万円（R9.3末現在）となる見通しである。

4 保険税率等見直しの考え方（案）

- ・令和10年度の納付金ベースの県内統一を見据え、県が算定した標準保険料率を基本に定めていく。
- ・保険財政調整基金については、県が進めている統一に向けた取り組みの中で市町と協議するとしており、取扱いは未定である。
- ・現時点では安定的な国保運営を行っていくため、基金については、適正な保有額（予算額の5%程度、約10億円）は保持することとしたい。

これらを踏まえ、市としては今後の納付金の状況や基金残高の推移等を勘案し、慎重に税率の審議を進めていきたい。

（1）保険税率

県が算定する標準保険料率を基本とし、現状を踏まえながら保険税率の見直しについて審議する。

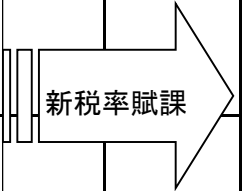
（2）国保税の子どもの均等割

少子化対策の一環として、子育て世帯のさらなる経済的負担軽減を図るため、18歳未満の子どもにかかる均等割額の軽減について審議する。

- ・令和9年4月より、未就学児を対象に一律で実施している5割軽減措置を「高校生年代まで」拡大する予定。現在、足利市のみ全額軽減措置を実施している。
- ・市内在住の18歳未満の人数（R8.3末現在）は20,125人。うち、国保加入者は1,975人であり、国保加入の子どもの割合は、市内子ども全体の約1割。
- ・令和9年度に均等割額の軽減を実施する場合は、国で5割軽減措置がされるため、約2,943万円の財政負担となる。

国民健康保険税率見直し検証スケジュール

	令和8年度												令和9年度				備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
庁議等			6/26 ● 庁議 (見直方針)							1/8 ● 庁議 (条例案審議)							
議会関係				7/2 ● 正副議長レクチャー (見直方針)						● 正副議長レクチャー (改正案) 1月末 議員研究会 ● (改正案の説明)	定例市議会 (議案の審議)						
国保運営協議会		5/22 ● 第1回 (会長選挙等)		7/24 ● 第2回 (税率の検証)		9月下旬 ● 第3回 (税率の検証)		11月下旬 ● 第4回 (税率の検証)			2月中旬 ● 第5回 (予算案等)						
その他		正副市長レクチャー 5/11、12 ● 税率の見直しについて		正副市長レクチャー 6/11、23 ● 運営協議会への諮問				● 正副市長レクチャー (改定案)		● 正副市長レクチャー (改定案)			● 県に資料提出				
										1/ ● 例規審査委員会 ● 議案提出			★ 条例施行				
										● R9県標準保険料率等(仮係数の提示)			市民への周知(広報誌、ホームページ等) (広報とちぎ掲載)				
										● R9県標準保険料率等確定提示							



栃市保第164号
令和8年7月13日

栃木市国民健康保険運営協議会
会長 青木 一男 様

栃木市長 琴寄 昌男



栃木市国民健康保険税の税率等について（諮問）

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、栃木市国民健康保険規則第1条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

記

国民健康保険制度については、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町への納付金の決定、医療給付費の交付等を行い、市町は保険税の決定や賦課徴収など住民に身近な業務を引き続き行うこととされました。

令和9年度の税率については、国保事業費納付金の今後の状況、被保険者数の減少による税収の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増えることが予測され、令和10年度からの納付金ベース統一の取組み等も踏まえ、国民健康保険税率の引き上げについて検討する必要があります。

また、子育て世帯のさらなる経済的負担軽減を図るため、18歳未満の子どもにかかる均等割額の軽減についても、あわせてご審議のうえ、答申くださいますようお願い申し上げます。

- 1 国民健康保険税率の見直しについて
- 2 子どもにかかる均等割額の軽減について

令和 8 年度国保事業費納付金及び令和 9 年度改正税率案について

1 国保事業費納付金

(1) 国保事業費納付金総額

令和 8 年度の国保事業費納付金総額は、4,266,597 千円であり、被保険者数の減少や、県の財政安定化基金の活用による減額調整などにより、前年度に比べ 21,002 千円の減 (99.5%) となっている。

国保事業費納付金総額

(単位：千円)

区 分	2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	2,892,952	2,783,812	△109,140	96.2%
後期高齢者支援金分	1,056,447	1,046,632	△9,815	99.0%
介護納付金分	338,200	332,361	△5,839	98.2%
子ども・子育て支援金分	0	103,794	103,794	－
合 計	4,287,599	4,266,597	△21,002	99.5%

※国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

※令和8年度国保事業費納付金は、県の財政安定化基金（財政調整事業分）が活用され「納付金総額の急激な上昇を抑えるため、22億円活用する。」とされたことから、本市においては、約1億7,627万7千円の減額調整が行われている。

(2) 被保険者一人当たりの負担額

令和 8 年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は 150,355 円であり、前年度に比べ 6,562 円の増 (104.57%) となっている。

被保険者一人当たりの負担額

(単位：円)

区 分	2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	97,021	98,101	1,080	101.12%
後期高齢者支援金分	35,430	36,884	1,454	104.11%
介護納付金分	35,863	36,456	593	101.66%
子ども・子育て支援金分	0	3,658	3,658	－
全 体	143,793	150,355	6,562	104.57%

2025 年度 (R7 年度)
29,818 人
(介護分のみ 9,430 人)

2026 年度 (R8 年度)
28,377 人
(介護分のみ 9,117 人)

※「全体」の額は、一人当たりの負担額の医療分、後期分、介護分、子ども分の合計ではなく、納付金総額（医療分、後期分、介護、子ども分の計）を全被保険者数で除した額。

2 令和9年度の改正税率案

- ・国保事業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を県が算定する。
- ・令和10年度の納付金ベース統一で県の標準保険料率に統一する。
- ・(1)現行税率と(3)標準保険料率を比較すると、所得割1.62%、均等割17,361円、平等割5,734円の差が生じている。

(1) 現行税率（令和8年度）

区 分	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
医療給付費分	6.0%	19,600 円	17,700 円	0 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円	0 円
介護納付金分	2.1%	11,100 円	6,100 円	0 円
子ども子育て支援金分	0.3%	1,300 円	900 円	100 円
合 計	11.0%	42,200 円	32,200 円	100 円

(2) 令和9年度改正税率案

案1 県内の平均水準を基に算定

区 分	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
医療給付費分	6.6%	24,000 円	19,000 円	0 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円	0 円
介護納付金分	2.1%	11,100 円	6,100 円	0 円
子ども子育て支援金分	0.3%	1,300 円	900 円	100 円
合 計	11.6%	46,600 円	33,500 円	100 円

※県内の平均に近い水準となるよう、乖離の大きい医療給付費分のみを増額する。現行税率と令和9年度の改正税率案を比較すると、所得割0.6%、均等割4,400円、平等割1,300円の増額となる。

案2 標準保険料率を基に算定

区 分	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
医療給付費分	7.0%	25,000 円	19,000 円	0 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円	0 円
介護納付金分	2.1%	11,100 円	6,100 円	0 円
子ども子育て支援金分	0.3%	1,300 円	900 円	100 円
合 計	12.0%	47,600 円	33,500 円	100 円

※標準保険料率との乖離を縮小するため、医療給付費分のみを更に増額する。現行税率と令和9年度の改正税率案を比較すると、所得割1.0%、均等割5,400円、平等割1,300円の増額となる。

(3) 令和8年度 標準保険料率（市町村算定方式）

区 分	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
医療給付費分	7.23%	33,315 円	22,367 円	0 円
後期高齢者支援金分	2.80%	12,596 円	8,457 円	0 円
介護納付金分	2.29%	12,269 円	6,182 円	0 円
子ども子育て支援金分	0.30%	1,381 円	928 円	98 円
合 計	12.62%	59,561 円	37,934 円	98 円

市町別国民健康保険税率の状況(令和8年4月1日現在)

		令和8(2026)年度															医療+後期+介護	順位
		医療分					後期高齢者支援分					介護分						
		所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)		
1	宇都宮市	6.95		26,500	19,400	660	2.76		10,100	7,500	260	2.24		10,800	6,600	170	11.95	4
2	足利市	7.00		26,400	18,600	670	2.00		7,800	4,200	260	1.90		8,400	4,800	170	10.90	16
3	栃木市	6.00		19,600	17,700	670	2.60		10,200	7,500	260	2.10		11,100	6,100	170	10.70	18
4	佐野市	5.60		19,800	13,800	660	2.30		8,400	7,200	260	2.10		10,800	6,000	170	10.00	23
5	鹿沼市	6.80		20,400	17,400	660	2.50		8,400	6,600	260	1.70		9,000	4,800	170	11.00	13
7	日光市	7.00		22,000	24,000	670	2.60		8,000	10,000	260	2.10		7,000	8,500	170	11.70	6
8	小山市	6.10		23,800	19,500	660	2.80		10,000	7,500	260	2.40		9,500	7,500	170	11.30	12
9	真岡市	6.00		23,000	18,500	660	2.70		10,000	8,000	260	2.30		10,500	6,000	170	11.00	13
10	大田原市	5.60		26,000	18,000	660	2.10		9,800	6,800	260	1.60		10,000	5,000	170	9.30	25
11	矢板市	6.80		26,400	18,200	670	2.40		9,700	7,100	260	2.20		10,800	4,800	170	11.40	10
12	那須塩原市	6.40		21,000	19,000	660	2.00		5,900	6,100	260	2.00		8,000	4,900	170	10.40	20
13	上三川町	6.00		20,000	17,000	670	2.00		8,000	6,000	260	1.80		13,000	2,000	170	9.80	24
21	益子町	6.40		23,000	18,000	650	2.60		9,000	7,000	240	2.00		10,500	5,600	170	11.00	13
22	茂木町	6.70		21,000	21,000	660	2.60		9,000	7,000	260	2.20		8,000	6,000	170	11.50	8
23	市貝町	8.00		22,000	17,700	660	3.00		8,000	7,500	260	2.00		9,000	4,800	170	13.00	1
24	芳賀町	6.30		24,000	22,000	660	2.30		10,000	7,000	260	1.80		10,000	6,000	170	10.40	20
25	壬生町	7.30		24,900	23,600	660	2.90		8,200	7,200	260	2.40		8,400	5,100	170	12.60	2
26	下野市	6.30		28,800	20,400	660	2.20		9,600	6,000	260	1.90		12,000	3,000	170	10.40	20
28	野木町	6.90		25,500	22,000	610	2.20		9,600	7,000	190	2.20		10,500	6,000	160	11.30	11
36	塩谷町	6.90		26,000	20,000	670	2.70		10,400	7,800	260	1.90		9,000	4,600	170	11.50	7
37	さくら市	6.90		25,000	23,500	670	2.00		8,400	7,400	260	1.90		8,700	7,000	170	10.80	17
38	高根沢町	7.20		26,000	23,500	670	3.00		9,000	8,400	260	2.00		8,000	6,000	170	12.20	3
41	那須烏山市	6.80		23,500	21,000	670	2.60		8,300	6,600	260	2.00		8,300	7,000	170	11.40	9
42	那珂川町	6.20		24,000	21,000	670	2.50		10,000	7,000	260	2.00		10,000	6,000	170	10.70	18
45	那須町	6.30		17,700	14,800	660	3.00		7,900	6,900	260	2.50		9,400	6,300	170	11.80	5
平均		6.578		23,452	19,584		2.4944		8,948	7,092		2.0496		9,628	5,616		11.12	12
標準保険料率		7.23		33,315	22,367		2.80		12,596	8,457		2.29		12,269	6,182		12.32	
令和9年度(案1)		6.60		24,000	19,000		2.60		10,200	7,500		2.10		11,100	6,100		11.30	12
令和9年度(案2)		7.00		25,000	19,000		2.60		10,200	7,500		2.10		11,100	6,100		11.70	6

改正税率案に係る影響額の試算について

1 一般的な国保世帯を想定した試算

(1) 給与所得のみ 2人世帯

夫 58 歳 給与収入 5,000,000 円、妻 55 歳 給与収入 1,000,000 円世帯

		年間	R8 との比較	1 か月平均	R8 との比較
令和8年度課税額		460,900 円	－	38,408 円	－
令和9年度	案1	489,700 円	28,800 円増	40,808 円	2,400 円増
	案2	504,300 円	43,400 円増	42,025 円	3,617 円増
標準保険料率		551,700 円	90,800 円増	45,975 円	7,567 円増

(2) 給与所得のみ 4人世帯

夫 45 歳 給与収入 5,000,000 円、妻 45 歳 給与収入 1,000,000 円、
子 16 歳(学生)、子 5 歳(未就学)世帯

		年間	R8 との比較	1 か月平均	R8 との比較
令和8年度課税額		505,600 円	－	42,133 円	－
令和9年度	案1	543,200 円	37,600 円増	45,267 円	3,134 円増
	案2	559,800 円	54,200 円増	46,650 円	4,517 円増
標準保険料率		628,700 円	123,100 円増	52,392 円	10,259 円増

(3) 年金所得のみ 2人世帯

夫 71 歳 年金収入 3,000,000 円、妻 65 歳 年金収入 1,000,000 円世帯

		年間	R8 との比較	1 か月平均	R8 との比較
令和8年度課税額		219,300 円	－	18,275 円	－
令和9年度	案1	238,200 円	18,900 円増	19,850 円	1,575 円増
	案2	246,100 円	26,800 円増	20,508 円	2,233 円増
標準保険料率		278,100 円	58,800 円増	23,175 円	4,900 円増

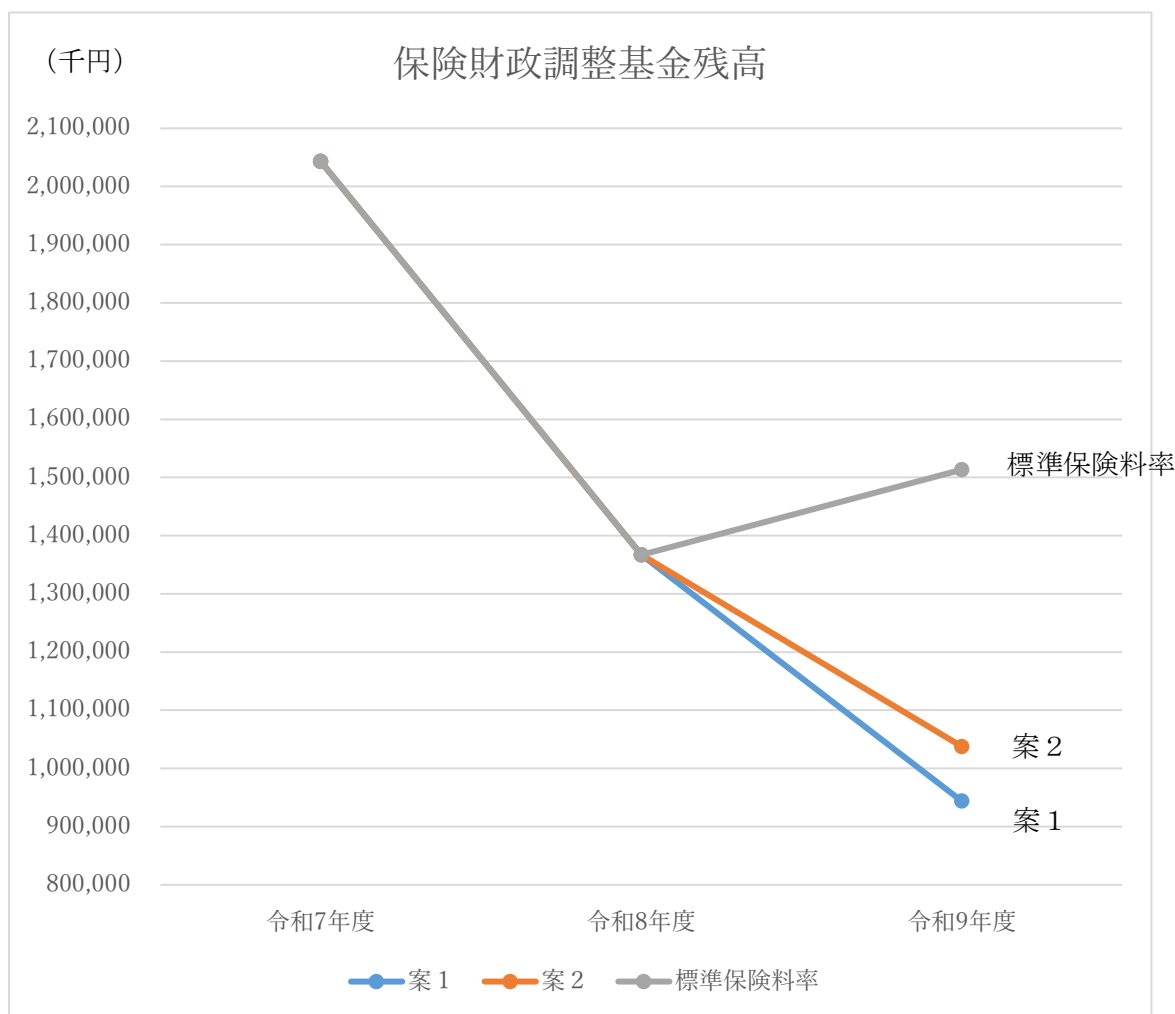
2 税率改正に伴う国保財政への影響額の試算

改定税率案に沿って算出した国民健康保険税の調定額その他、国・県からの交付金等を総額 13,414,691 千円の歳入として計算し、国保事業費納付金、システム委託料、人件費など総額 16,898,670 千円を歳出として算出した額が差引額であり、不足分は本市の基金を充てることとなります。

来年度以降の標準保険料率が定まっていないため、令和8年度の金額を元に試算しています。子ども・子育て支援金分については、標準保険料率を基準として課税されるため、試算に含めておりません。

		保険税調定額	差引額	保険財政調整基金
令和8年度課税額		2,807,802 千円	△676,177 千円	1,366,990 千円
令和9年度	案1	3,060,734 千円	△423,245 千円	943,745 千円
	案2	3,154,620 千円	△329,359 千円	1,037,631 千円
標準保険料率		3,630,542 千円	146,563 千円	1,513,553 千円

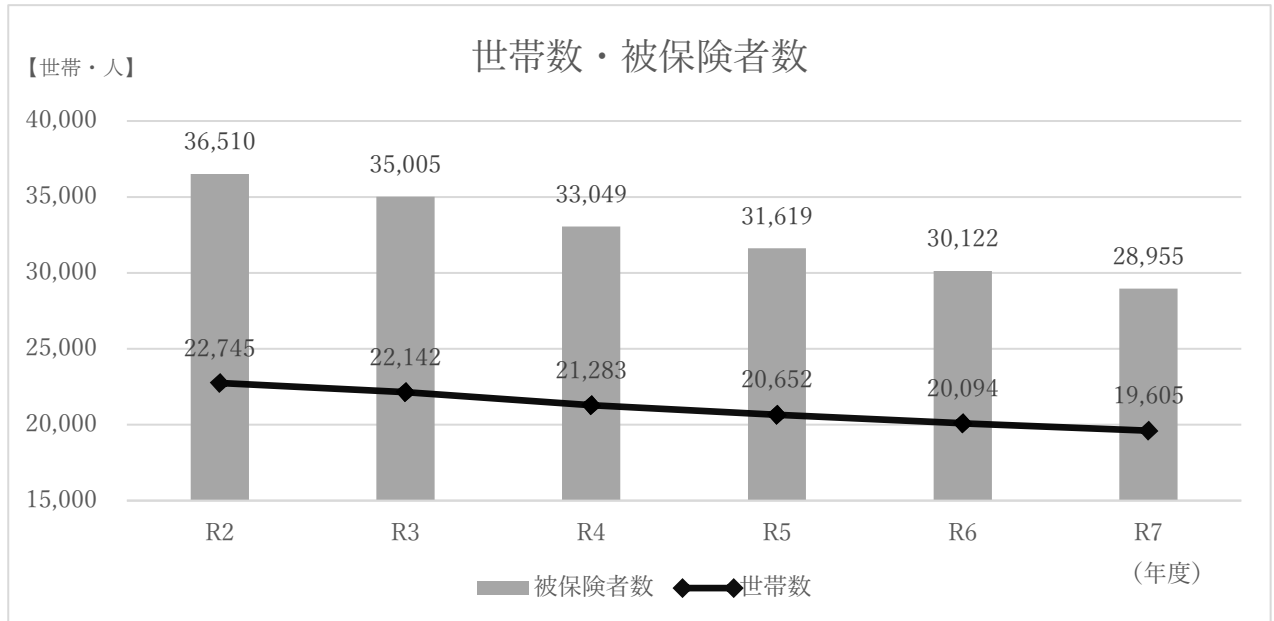
- ・令和8年3月31日時点の所得、被保険者数で試算しています。(子ども分は試算に含めない)
- ・保険税の未収分が及ぼす影響については、算定に含めておりません。



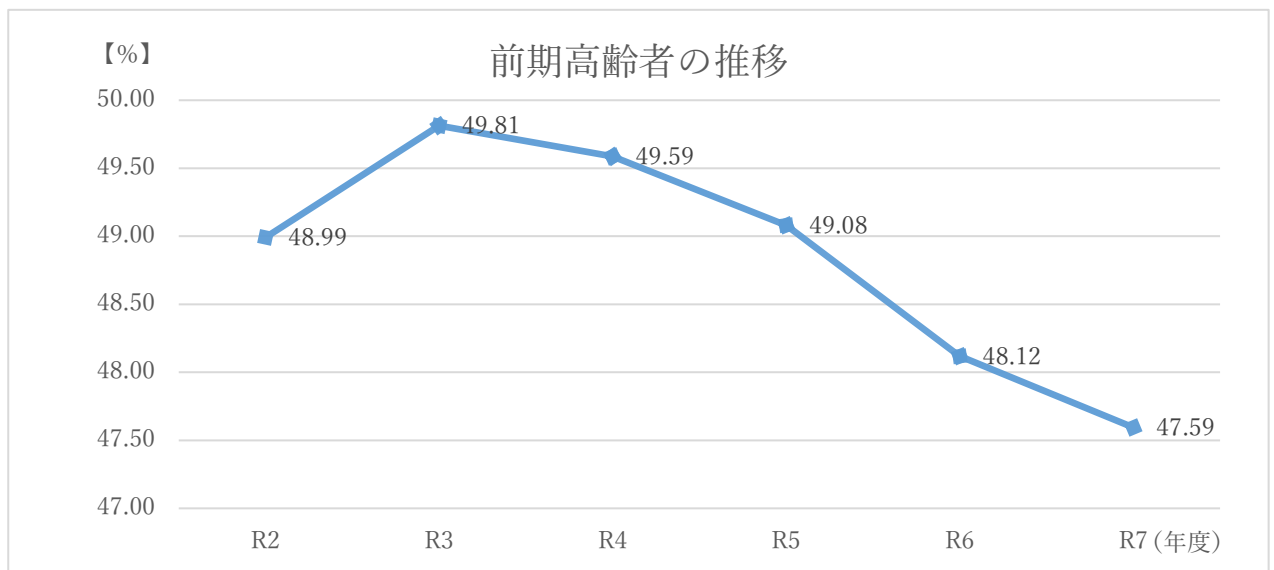
本市の国民健康保険の現状

(1) 世帯数・被保険者数の状況

〔図表 1〕 世帯数と被保険者数の推移（年度平均）



〔図表 2〕 前期高齢者の推移（年度平均）



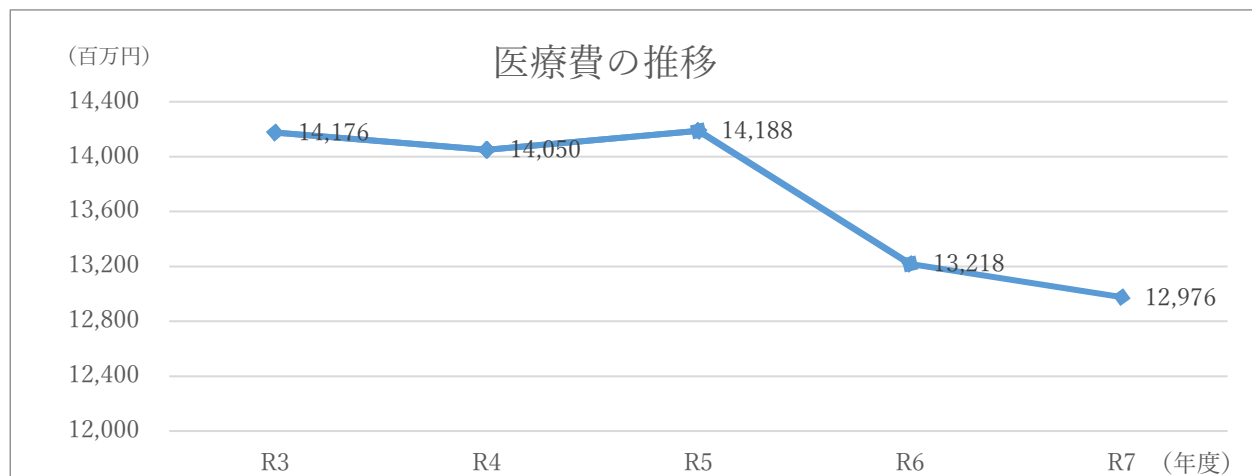
※被保者全体に占める 65～75 歳未満の前期高齢者数の割合は、令和 3 年度より徐々に減少している。

○国保は他の医療保険と比べて、高齢者や非正規労働者などの低所得者が多く加入しているといった構造的な問題があります。

○被保険者については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行やパート・アルバイトを含めた労働者の社会保険への加入条件が段階的に拡大されることにより、減少傾向が続く見込みです。

(2) 医療費の状況

〔図表 3〕 医療費の推移



○医療費の推移については、被保険者の減少が影響していると思料されます。

【参照】

令和 6 年度

最高支給額

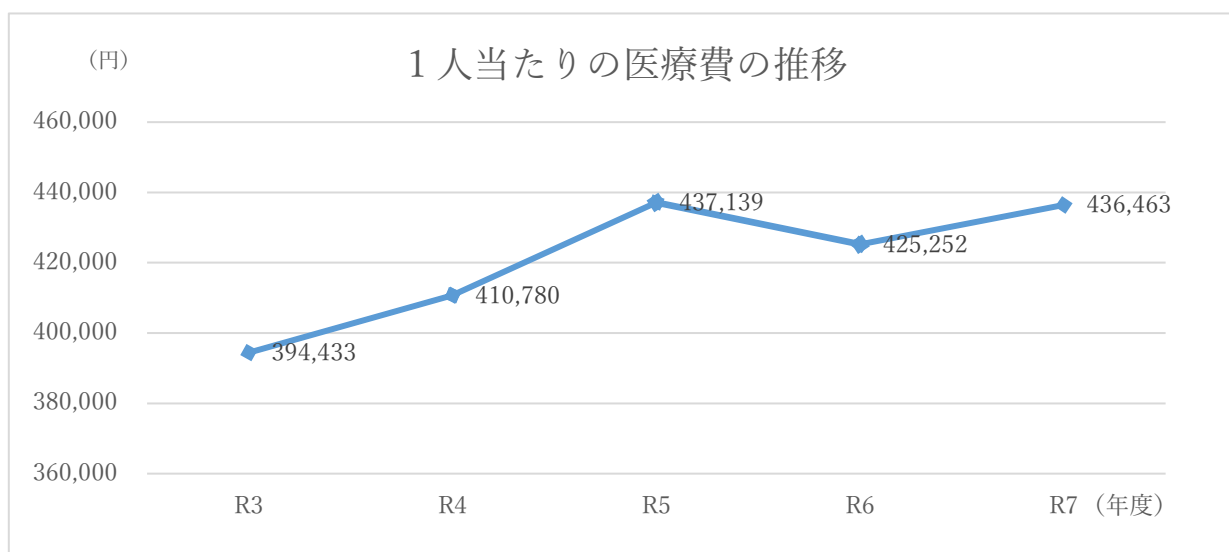
受診時: 72 歳 (現在 74 歳) 男性 一般世帯
 自治医科大学附属病院
 令和 6 年 11 月 10 日入院 (11 月中 21 日)
 病名 急性心筋梗塞
 費用額 14,532,230 円
 保険者負担額 11,625,784 円 (公費 0 円)
 支給額 2,848,846 円
 自己負担額 57,600 円

令和 7 年度

最高支給額

受診時: 60 歳 (現在 61 歳) 男性 一般世帯
 獨協医科大学病院
 令和 7 年 12 月 5 日、19 日通院 (12 月中 2 日)
 病名 重症筋無力症
 費用額 13,233,080 円
 保険者負担額 9,256,156 円 (公費 52,600 円)
 支給額 3,909,324 円
 自己負担額 5,000 円

〔図表 4〕 1 人当たりの医療費の推移



○1 人当たりの医療費については、医療技術の高度化等に伴い、被保険者の減少により全体の医療費は減っているが、一人当たりの医療費が増額したと思料されます。